

資料 5

「平成 23 年度名古屋議定書に係る国内措置検討のための懇談会」
における主な意見について（修正版）

1. 懇談会概要

(1) 目的

名古屋議定書に対応する国内措置の検討に資することを目的として、有識者等との意見交換や情報収集等を行うために環境省が開催した。

(2) 委員

- 浅間 宏志（日本漢方生薬製剤協会 生薬委員長）
足立 直樹（(株)レスポンスアビリティ 代表取締役）
磯崎 博司（上智大学大学院 地球環境学研究科 教授）〔座長〕
伊藤 隆（(独)理化学研究所 バイオリソースセンター微生物材料開発室 専任研究員）
稲場 均（日本製薬工業協会 知的財産部長）
鈴木 健一朗（(独)製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター 参事官）
鈴木 睦昭（国立遺伝学研究所 知的財産室 室長）
炭田 精造（(一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問）
寺田 雅一（タキイ種苗(株) 総務部法務課 課長）
深見 克哉（九州大学 有体物管理センター 教授）
丸山 純一（(財)食品産業センター 技術環境部 次長）

(3) 開催

開催日程	議事
第 1 回 平成 23 年 11 月 25 日（金）	1. 基本情報の共有 名古屋議定書の概要 海外動向 既存の遵守制度の概要 2. 各業界での ABS への対応状況及び名古屋議定書への期待
第 2 回 平成 24 年 3 月 6 日（火）	1. 名古屋議定書に関する国際動向 2. ノルウェーの ABS 国内措置の動向 3. 名古屋議定書の遵守促進及び不履行の事案に対処するための協力手続き及び組織的な制度に係る専門家会合（遵守専門家会合）の結果概要 4. 国内措置に関する意見交換 各分野における遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用の考え方 各分野での遺伝資源等の利用とその成果 国際的に認められた遵守の証明書

2. 懇談会における主な意見

< 遵守に関する国内措置 >

【産業関係】

- 企業活動が妨げられるような厳しい規制を避けるべき。

【学術関係】

- 自主的なガイドラインで運用するのが現実的。
- 学術目的の利用については手続きの簡素化等の十分な配慮を。
- 遺伝資源の利用は学術研究と産業利用が繋がっているため、学術研究段階で大学等が PIC 取得と MAT 締結に十分対応していなければその後の産業利用に結びつかなくなる恐れがある点に留意する必要。

< 国内措置の適用範囲に関する意見 >

(適用の前提)

- 名古屋議定書第 6 条、7 条に基づく国内制度を有する国にのみ遵守措置を講ずる義務を負うという原則での対処とし、基盤を整えた上で義務を課すこと。

(適用の対象)

- 遺伝資源の利用の定義を明確化するべき。
- 複数国の利用、遺伝情報、スクリーニングへの利用、コモディティに含まれる遺伝資源の利用等の対処を明確にする必要。
- 製薬業界にとっては、研究開発の端緒で参考情報程度に遺伝資源が関わり、その応用を大きく展開させて合成医薬品に結実させるため派生物が関係してくるが、これは適用範囲外と認識。
- 種苗業界では品種開発・改良に多くの遺伝資源の掛け合わせを繰り返すため、様々な遺伝資源に由来する品種についてどこまで利益配分対象になるか、明確するべき。
- 名古屋議定書第 15 条の遵守の対象が「自国の管轄内で利用される遺伝資源」とされている点に留意し、提供国からの遺伝資源を取得した者だけでなく、国内で購入した者や譲受け者が含まれることに注意する必要。

< チェックポイントに関する意見 >

- 遺伝資源の取得者が自発的にチェックポイントに情報提供することで、当該取得者等が提供国側からクレームを受けたときに、国が擁護するというメリットシステムにするべき。
- チェックポイントにおける情報収集は、クリアリングハウスを通じ公開された情報から必要なものを利用すれば足りるのではないか。

< 遺伝資源等への主権の行使 >

- 日本の資源についての提供国としての措置が重要。日本の資源に関して日本の企業が偏ったメリットを享受するところまで必要ないが、少なくとも衡平な形で使える、あるいは、国内外の資源が公正な形で利用手続が定められているというのが日本の企業の競争力にとっては好ましい。
- 漢方薬は中国に由来しつつも日本で独自に発展したものであり、伝統的知識の観点から提供国の立場になり得る。

< その他国内利用者の能力構築に関する意見 >

(普及啓発)

- 中小企業や学術研究を行なう大学、研究者等にとって、単独で遺伝資源提供国から PIC 取得と MAT 締結の対応を行うことは困難であり、政府による遺伝資源の取得に関する環境整備などの支援が必要。
- バイオ産業以外の業界でも遺伝資源の利用を伴うことがあり、これらの業界に対する啓発が必要。
- 研究者に対する普及啓発が必要。

(利用者の保護)

- 企業等がチェックポイントに自発的に情報を届けたにも関わらず、他国政府からいわれのない不当な扱いを受けた時、政府が事実関係を明確にしてその企業等を擁護してほしい。

(以 上)